

第50号議案 公の施設の指定管理者の指定について（長崎市障害福祉センター）

	ページ
1 施設の概要	2～6
2 指定管理者候補者の概要	6～7
3 指定の期間	7
4 指定管理者候補者の選定方法及び選定理由等	7～13

【参考】

(1) 事業計画書概要	14～20
(2) 仕様書	21～31

福 祉 部

令和7年2月

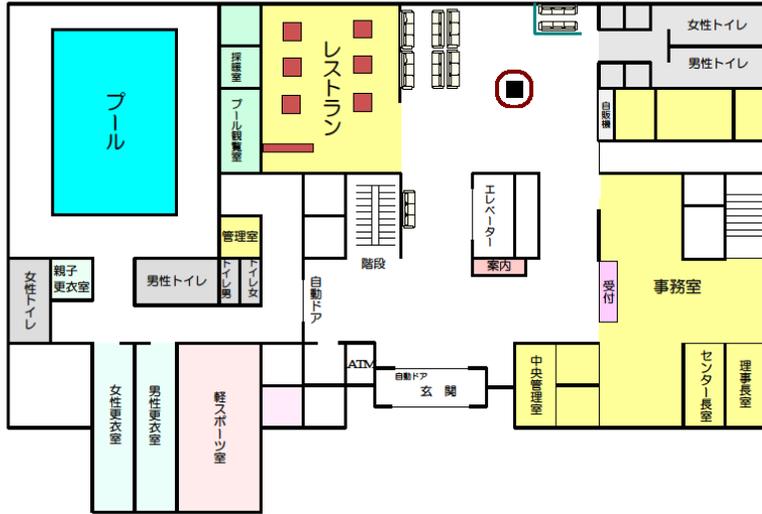
1 施設の概要

(1) 位置図



(2) 平面図

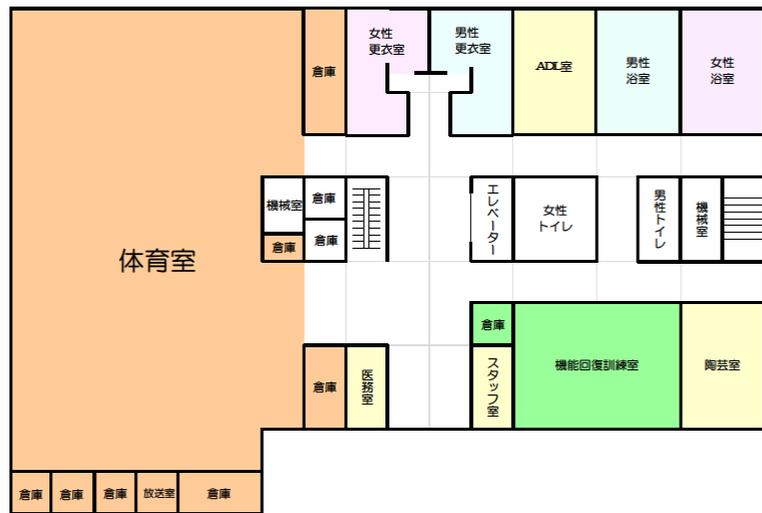
1階



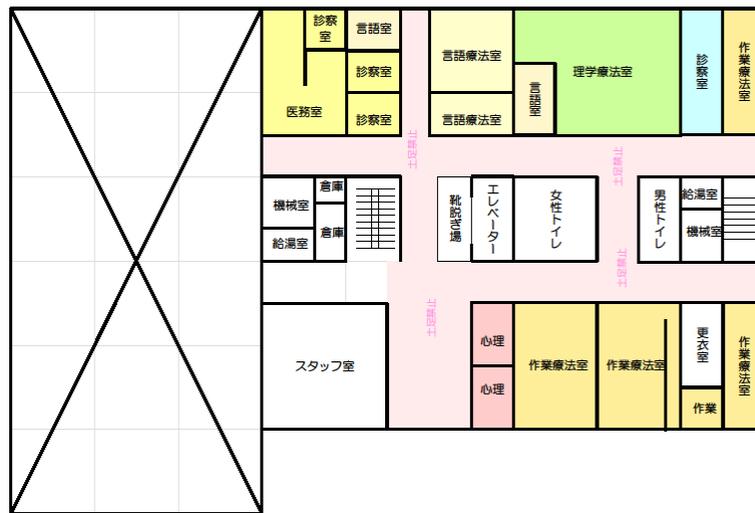
2階



3階



4階



(9) 主な施設内容

地下1階・地上8階建ての「もりまちハートセンター」のうち、地下1階から5階まで及び7階、8階の一部

地下1階	2,383.29 m ²	地下駐車場
1階	2,346.01 m ²	プール、軽スポーツ室、事務室
2階	2,036.89 m ²	さくらんぼ園、研修室、手工芸室
3階	2,323.37 m ²	体育室、機能回復訓練室、浴室
4階	1,525.02 m ²	医務室、診察室、理学療法室、作業療法室、言語療法室、心理室
5階	1,449.00 m ²	社会適応訓練室、和室研修室、調理訓練室、視聴覚室、図書室
7階	117.44 m ²	スタッフ室
(8階 615.90 m ² 機械室、電気室)		

(10) 開館時間（基準）

午前9時から午後5時までの時間帯を基本とし、1日8時間以上。

ただし、次の施設を利用又は使用できる時間は次のとおり。

施設	利用又は使用できる時間
身体障害者福祉センター（プールを除く。）	午前9時から午後5時までの時間帯を基本とし、1日8時間以上。ただし、個人で利用する場合は、正午から午後1時までを除く。
プール	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの時間帯を基本とし、1日7時間以上
児童発達支援センター	午前9時15分から午後3時15分までの時間帯を基本とし、1日6時間以上
障害福祉センター診療所	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの時間帯を基本とし、1日7時間以上

(11) 休所日（基準）

年始及び年末の休所日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの期間内。

ただし、次の施設については、休所日のほか、次の日を利用又は使用できない日とすることができる。

施設	利用又は使用できない日
身体障害者福祉センター	毎月第4日曜日
児童発達支援センター	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（1月1日を除く。）
障害福祉センター診療所	

2 指定管理者候補者の概要

- (1) 名称 社会福祉法人長崎市社会福祉事業団
- (2) 所在地 長崎市茂里町2番41号
- (3) 代表者 理事長 武田 敏明
- (4) 設立年月日 平成3年11月1日
- (5) 主な事業

	事業	主な内容
①	管理運営	法人運営業務、職員の人事、給与、福利厚生、庶務、経理及び施設、設備の管理、各施設・事業所との連絡調整業務を行う。
②	身体障害者福祉センター事業	障害者の各種相談、訓練、講習、教養、スポーツ・レクリエーションなどのために施設の提供や指導、手話通訳者の配置等を行う。
③	児童発達支援センター事業 (さくらんぼ園)	未就学の障害児に対し、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、保育所等に通う障害児に対し、保育所等を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
④	診療所事業	小児科、整形外科の医師及び理学療法士、作業療法士等が、障害児・者に対し、診断・評価・訓練を行うとともに、地域や家族に対する支援を行う。
⑤	地域活動支援センターⅡ型事業	雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行う。
⑥	自立訓練（機能訓練）事業	病院や施設等を退院、退所した身体障害者が地域生活を営むのに必要な機能訓練（リハビリテーション）を行う。

⑦	相談支援事業	在宅の障害児・者の各種相談に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や福祉に関する情報提供等を総合的に行う。
⑧	障害児等療育支援事業	在宅の重度障害児・者、知的障害児・者、身体障害児・者の地域における生活を支えるため、外来・訪問による療育等の指導、その他必要な支援を行う。
⑨	障害者就労支援相談所運営事業	関係機関との連携を図りながら、障害者で就労中又は就労を希望する者に対し、就労相談支援、雇用準備支援、情報提供等を行う。

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者候補者の選定方法及び選定理由等

(1) 選定方法 非公募

(2) 選定理由

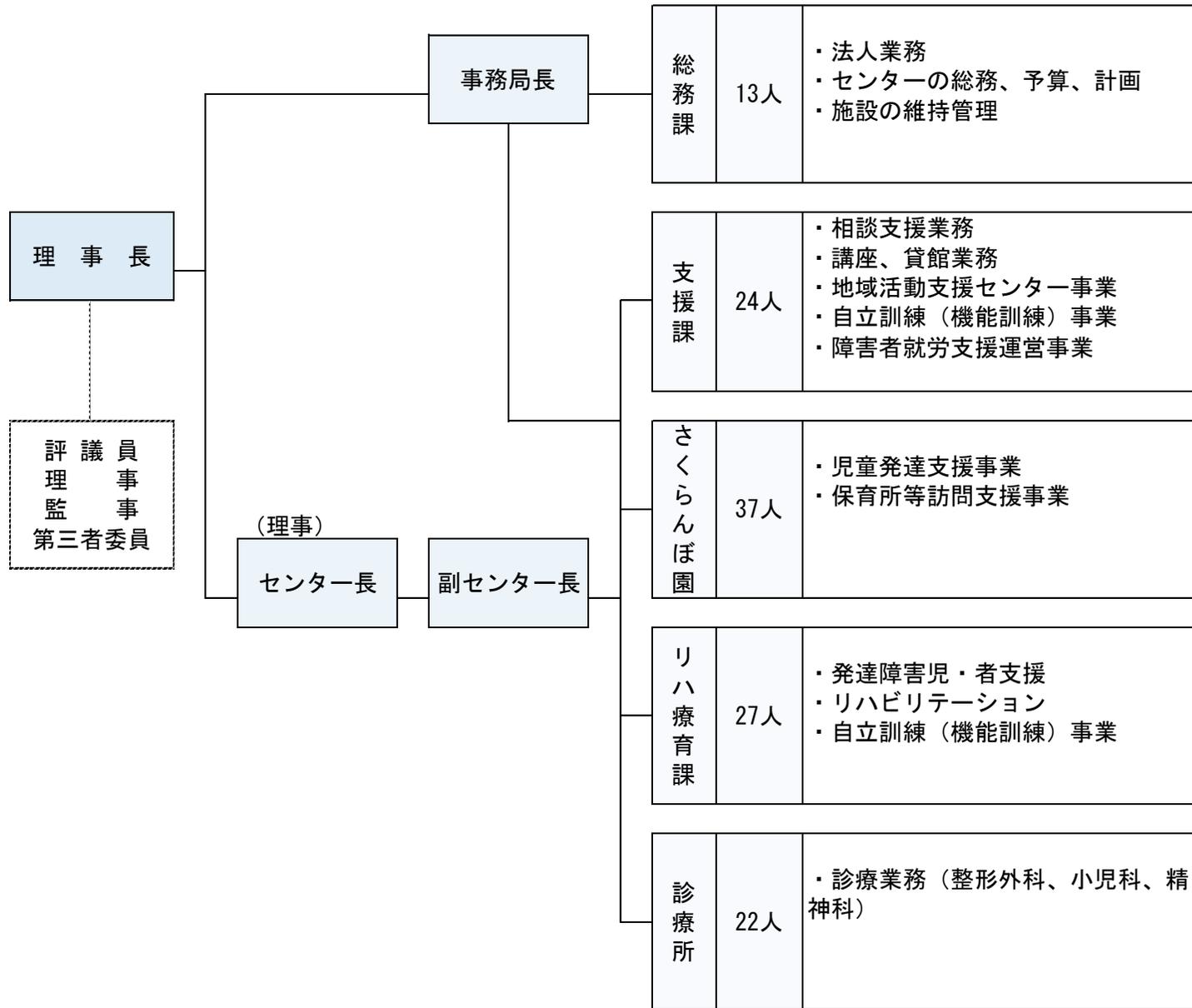
障害福祉センターは、障害の種別や程度、年齢、発達段階に応じた診療所における診療・療育、児童発達支援、自立訓練（機能訓練）等の多種多様な幅広いニーズに応じた専門性の高いサービスを提供し、さらに、これらが密接な連携を図りながら総合的かつ一体的に事業を実施しており、特に、診療所については、発達障害児に関する早期発見、早期療育を図る専門機関としての重要な役割を担っている。

指定管理者の選定にあたっては、現在提供しているこれらのサービス水準を維持し、さらには向上させることが前提であり、事業を総合的に、かつ継続して実施していくためには、医師をはじめとした多くの専門職の配置と、関係機関等との連携を図りながら長期的見通しに基づく体制の確保が必要である。

このような体制を確保できる団体は、現在の指定管理者である社会福祉法人長崎市社会福祉事業団のほか見当たらないことから、「高度な専門性を要する場合」として、引き続き現指定管理者を指定しようとするもの。なお、同法人は、長崎市障害福祉センターの運営を行うため、長崎市が全額出資し平成3年に設立した団体である。

(3) 管理運営体制（令和7年1月1日現在）

職員数 123名（職員39名、嘱託員等82名、長崎市派遣職員2名）



(4) 提案金額

(単位：千円)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計
554,823	575,274	594,584	609,408	654,895	2,988,984

① 提案金額の内訳（年間運営経費）

(単位：千円)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	合計
利用料金 収入	外来診療費	148,269	148,269	148,269	148,269	148,269	741,345
	自立支援給付費 (訓練等給付費、サービス等利用計画作成費)	10,623	10,623	10,623	10,623	10,623	53,115
	障害児通所給付費	86,923	86,923	86,923	86,923	86,923	434,615
	利用者負担金 (訓練等給付費)	2,416	2,416	2,416	2,416	2,416	12,080
	その他	630	630	630	630	630	3,150
収入計 (A)		248,861	248,861	248,861	248,861	248,861	1,244,305
支出	人件費	588,620	607,393	625,009	641,664	686,323	3,149,009
	光熱水費	52,325	52,325	52,325	52,325	52,325	261,625
	管理費	153,476	155,154	156,848	155,017	155,845	776,340
	修繕料	9,263	9,263	9,263	9,263	9,263	46,315
支出計 (B)		803,684	824,135	843,445	858,269	903,756	4,233,289
指定管理 委託料	(B) - (A)	554,823	575,274	594,584	609,408	654,895	2,988,984

(参考)

(1) 利用者数の推移と見込み

(単位：人)

	導入前	現在の指定管理期間					令和7年度 以降の見込み
	平成17年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
身体障害者福祉センター —A型	151,846	51,638	49,369	59,406	68,533	96,655	97,055
児童発達支援センター	5,401	8,072	7,644	6,412	7,309	8,000	8,096
診療所	8,275	18,908	21,029	20,870	21,274	21,770	24,105
地域活動支援センター II型	-	7,911	6,476	7,293	6,966	13,500	13,500
自立訓練（機能訓練）	-	920	1,166	1,230	1,120	1,230	1,330
相談支援	1,912	9,910	8,507	8,843	8,755	10,440	10,710
障害児等療育支援	2,823	4,058	4,397	3,882	1,459	4,430	1,440
障害者就労支援相談所	-	2,023	1,896	1,892	2,185	2,440	2,450
合計	170,257	103,440	100,484	109,828	117,601	158,465	158,686

※令和6年度は現仕様書における数。

(2) 6年度予算との比較

① 予算額

(単位：千円)

	R6年度 予算額①	R7年度 限度額	R8年度 限度額	R9年度 限度額	R10年度 限度額	R11年度 限度額②	増減 ②－①
人件費	517,749	588,620	607,393	625,009	641,664	686,323	168,574
物件費	167,692	215,064	216,742	218,436	216,605	217,433	49,741
計 (A)	685,441	803,684	824,135	843,445	858,269	903,756	218,315
収入 (B)	232,062	248,861	248,861	248,861	248,861	248,861	16,799
指定管理委託料 (A)－(B)	453,379	554,823	575,274	594,584	609,408	654,895	201,516

② 人員 (各年度4月1日時点)

(単位：人)

	R6年度 ①	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度 ②	増減 ②－①
正規職員	39	44	46	47	47	50	+11
常勤嘱託員	53	50	51	51	53	54	+1
非常勤職員	25	25	25	25	25	24	▲1
市派遣職員	2	2	2	2	2	1	▲1
職員計	119	121	124	125	127	129	+10

【6年度予算と11年度限度額との増減の主なもの】

- ① 人件費 受入体制の充実等 (医師1名、看護師2名、クラーク2名、保育士2名増など) 82,990千円
給与改定 38,292千円
- ② 物件費 光熱水費の増 6,106千円
電子カルテ等の賃借料、保守料の増 20,594千円

(3) 診療所の体制

令和6年度から常勤医師を増員し5診体制としたことで、待機期間、待機児童数とも減少してきているが、一層の待機期間の縮小を図るため、より効果的な診療、療育体制を構築するとともに、医師の診療業務以外の業務負担を軽減するため、医師の業務を補助する看護師及びクランクを増員し、診療件数の増を目指す。

また、令和7年度に障害福祉センターにおいて、(仮称)長崎市こども発達センターを開設し、早期診療、療育を行うとともに、気軽に相談できる体制の整備及び関係機関への指導助言等を行う。

	6年度 ①	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度 ②	増減 ②-①
医師	12人	12人	12人	12人	12人	13人	+1人
看護師	6人	6人	7人	7人	8人	8人	+2人
クランク	3人	4人	5人	5人	5人	5人	+2人
計	21人	22人	24人	24人	25人	26人	+5人

(参考) 障害福祉センター診療所(小児科)における初診待機期間

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6 (予定)
初診件数(件)	457	495	496	542	625	547	446	482	546	519	700
診察件数(件)	4,927	6,099	6,565	7,187	7,891	7,930	7,793	8,459	7,920	8,004	9,000
※平均待機期間(月)	2.6	3.6	3.7	5.3	4.0	4.9	5.8	6.6	8.3	9.2	5.0

※ 令和6年11月末時点の待機期間は5.98月、待機者数は279人。

(4) 児童発達支援センターさくらんぼ園の体制

児童福祉法の改正の趣旨も踏まえ、高度な専門性に基づく家族を含めた支援や民間事業所の育成、指導等も行う障害児支援の中核的な役割を果たす児童発達支援センターの機能を強化し、令和7年度に開設する（仮称）長崎市こども発達センターの設置も踏まえ、専門職員を増員し、市全体の障害児支援サービスの質の向上を図る。

また、保育士及び児童指導員の正規職員の割合は20%程度で、多くがフルタイムの非正規職員である。保育士等の優秀な人材確保、処遇改善を図りながら、良質で高度なサービスを継続的に提供するため、正規職員を増やす。

	6年度①	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度②	増減②-①
※保育士等（正規）	6人	10人	11人	11人	11人	11人	+5人
〃（常勤嘱託）	18人	14人	14人	14人	15人	15人	▲3人
〃（非常勤）	2人	2人	2人	2人	2人	2人	-
社会福祉士	-	1人	1人	1人	1人	1人	+1人
計	26人	27人	28人	28人	29人	29人	+3人

※ 「保育士等」は、保育士及び児童指導員で、正規には園長を含む。

(参考) 保育士等の正規職員の割合

年度	6年度	11年度
正規	6人	11人
嘱託員等	20人	17人
正規職員割合	23%	39%

【参考】

(1) 事業計画書概要

<p>事業計画</p> <p>【管理運営の経営方針】</p> <p>1 障害者相互の交流促進や健康づくりの場を提供する一環として行う各種の趣味・教養・健康づくりに関する講座やスポーツ・レクリエーション活動の支援などの障害者の社会活動の促進やいきがづくりの支援や、心身状況、環境に応じた機能訓練、日常生活訓練を行い、障害者が自立した社会生活を営むことができるよう支援を行う。</p> <p>2 相談支援では、相談支援員が障害児、者やその家族の相談に対し、課題を整理しながら、ケアマネジメントに基づいたサービスの調整や関係機関との連絡調整により情報提供や利用支援等を行うとともに、就労相談員による障害者の就労支援を行う。</p> <p>3 児童発達支援センター「さくらんぼ園」では、当法人が有する専門機能を発揮し、相談・診療・訓練等の各部署と連携をとりながら、子どもたちの発達支援と家族に対する支援を行う。また、保育所等訪問支援事業所「さくらの木」では、保育所等に通う児童を対象に、保育所等で円滑に集団生活ができるよう適切な支援を行う。</p> <p>4 診療所では、特に発達障害の早期発見、早期療育のため、整形外科、小児科、精神科（月1回）の外来診療や作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士、理学療法士等のセラピストによる訓練・療育を行い、併せて市内の保育所等を対象として巡回相談を実施する。</p>
<p>【安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取組み】</p> <p>1 主として身体が不自由な障害者が利用する当施設は、特に安全管理に重点をおいた運営に次のとおり努めていく。</p> <p>(1) 火災等災害に備えた避難訓練を年2回（児童発達支援センター「さくらんぼ園」は、別途避難訓練を毎月）実施するとともに、防火管理責任者とは別に、防火管理者を各階に1名ずつ配置する。</p> <p>(2) 事故防止という面で特に注意が必要なプールには、監視員を配置するとともに、「プールの安全衛生管理を適正に行うためのマニュアル」に基づき、事故防止に努める。</p> <p>(3) 聴覚に障害がある方に対する災害等の際の伝達手段として電光掲示板を各階に設置し、適切な運用を行う。</p> <p>(4) 各階にAEDを設置し、講習会等を通じて、事故等発生の際速やかに対応できるよう努める。</p>

【施設の管理】

1 職員の研修計画について

- (1) 職員の資質及び能力向上のため、研修の充実を図り、人材育成に努める。
- (2) 職種に応じた専門知識の習得、技術向上のため、研修会等に積極的に参加する。
- (3) 資質向上を図るため、階層別研修、課題別研修を実施し、求められる能力の育成を図る。

2 会計について

社会福祉法人会計基準に則り、障害福祉センター、児童発達支援センター、診療所の3つの拠点区分で会計処理を行っている。収支状況は厳しい状況にあるため、より一層の経費節減と増収対策に努め、改善を図る。

【施設の運営】

1 年間の事業計画の概要

指定管理期間中において、次の事業を着実に実施する。

(1) 本部業務

① 事務局

- ・ 適正な法人運営体制を確保するとともに、総合的な企画・調整能力を発揮し、経営の総括的な管理を行う。
- ・ 健全経営を確立するため、組織の見直しと経費の縮減に取り組む。
- ・ 職員研修を実施し、職員の資質向上を図る。
- ・ 利用者アンケート、意見箱など利用者の意見・要望を通じ、施設運営や事業に反映させる。

(2) 社会との交流促進事業

① 身体障害者福祉センターA型事業

- ・ スポーツ・レクリエーション、文化的活動、研修活動等の場を提供し、各種の講座、セミナーを実施する。
- ・ 理学療法士やスポーツ指導員の指導のもと、身体機能の維持、向上に努める。
- ・ 手話通訳士を設置し、来館者への対応、病院や学校等へ同行など、聴覚障害者への支援を行う。

② 地域活動支援センターⅡ型事業

- ・ 障害者の社会との交流促進、生活の改善・身体機能の維持向上を図るため、創作的活動・機能訓練（自主）・社会適応訓練・入浴・スポーツ・レクリエーション等のサービスを提供する。

(3) 相談対応等業務

① 障害児等療育支援事業

- ・ 外来による療育指導、訪問による療育指導、障害児の療育に携わる地域の施設や施設職員等に対する療育に関する技術指導や相談活動などを行う。

② 相談支援事業

- ・ 在宅の障害児・者、家族に対し、情報の提供、専門機関への紹介・連絡調整、ケアマネジメントをきめ細かく行うとともに、ピアカウンセリングを実施する。
- ・ 利用者へのアセスメントにより適切なサービス等利用計画を作成する。
- ・ 視覚・聴覚障害者に対する日常生活の円滑な支援、自立や社会参加促進のための支援を充実させる。

③ 障害者就労支援相談所運営事業

- ・ 就労を希望する障害者に対して関係機関と連携しながらきめ細かな就労支援を行うとともに、職場での就労状況を把握し就労定着の支援を行う。

(4) 自立訓練（機能訓練）事業

- #### ① 理学療法士等の専門セラピストによる個別支援計画に基づく機能訓練、日常生活訓練等や、看護師による健康管理、健康相談、ソーシャルワーカー等による相談、障害者スポーツ指導員による指導、視覚障害者リハビリテーション指導員による訓練など、各種サービスを提供する。

(5) 児童発達支援センター「さくらんぼ園」

- #### ① 就学前の障害児、発達が気になる児童に対し、成長に応じた発達と集団生活に適應できる基礎づくりのための発達支援を行う。
- #### ② 障害種別・障害の程度、年齢等を考慮したクラス編成・グループ分け、関係機関等との連携による途切れのない一貫性のある支援、摂食の状態に合わせた給食、栄養指導等を行うとともに、障害の重度化・多様化、家庭環境の封鎖化に適切に対応できるよう、支援の質を高める。

(6) 保育所等訪問支援事業所「さくらの木」

- #### ① 保育所等を訪問し、年齢、発達状況、障害特性に応じて、集団生活への適應のために必要な直接支援及び保育所等の職員に対し、情報共有や提案、助言など間接支援を行う。

(7) 診療所

- ① 障害児・者（疑いのあるものを含む。）に、診療と治療、発達評価及び障害評価を専門的に行う。また個別計画に基づき、医師又はセラピストによる療育とリハビリテーションを行う。
- ② 発達障害児の早期発見・早期療育のため、市内全ての保育所・幼稚園等への巡回相談をセラピストにより実施し、現況把握を行うとともに、療育等に関する相談支援を保護者等を含めて実施する。
- ③ 療育、リハビリテーションの実施にあたっては、訓練の目的等を保護者に分かりやすく伝え、保護者との合意の下で進めることを徹底する。
- ④ 小児科医、臨床心理士等により、保護者を対象にしたペアレント・トレーニングを実施する。
- ⑤ 最新の評価や評価方法の技術を習得し、セラピストのスキルアップを図る。

2 サービス向上のための方策

(1) 内部研修の充実

障害種別による対応方法や介助方法、救急救命に関する研修や接遇についての研修などの充実を図る。

(2) 意見箱の設置

各階に「意見箱」を設置し、広く意見を聴取し、施設運営の改善や利用者間のトラブル防止に努める。

(3) 満足度調査の実施

利用者アンケートを年1回実施し、意見を踏まえて改善に努める。

(4) 障害者団体との懇談会の実施

障害者団体と懇談会を開催し、得られた要望・意見を踏まえて改善に努める。

3 利用促進のための方策

(1) 障害福祉センターの広報誌「もりまち通信」

障害福祉センターの行事・出来事・体験等を記事にした年4回発行の「もりまち通信」を、病院、関連施設、長崎市障害福祉課・地域センター・地区公民館等に送付し周知を図る。

(2) 広報ながさき

障害福祉センターが行う講座や主催事業の利用促進のため、「広報ながさき」への掲載などにより周知を図る。

(3) 関係機関への協力依頼

「ハートセンター文化祭」を長崎市心身障害者団体連合会や他団体と共催する。

(4) ホームページ

ホームページを活用し、事業概要や活動等の周知を図る。

4 利用者等の要望の把握及び実現策

- (1) 利用者からの意見、苦情を受け付ける仕組みとして、各階に「意見箱」を設置し、すべての意見、苦情に対する回答を掲示板に掲示するとともに、年1回アンケート調査を実施する。これらについては、法人内での情報共有はもとより長崎市障害福祉課に報告し、改善、実現に向けて取り組む。
- (2) 第三者委員（外部委員2名）に対し、年2回報告し、解決策等についてのアドバイスを得る。
- (3) 長崎市心身障害者団体連合会と年1回懇談会を開催し、利用者や障害者団体からの意見を聴取し、改善に繋げる。

5 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

- (1) 苦情を解決するための体制の整備と情報公開に必要な事項を定めた「利用者からの苦情の解決に関する実施要綱」により対処する。
- (2) センター内で暴力行為等の事件が発生した場合の対処方法、対応手順を定めた「施設内安全管理対策基準」に基づき、利用者及び職員の安全確保と秩序の維持に努める。

6 その他（地域との連携、他施設との連携等）

- (1) 年1回実施の「ハートセンター文化祭」の際には、センター登録の団体（障害者団体やボランティア団体）や近隣の福祉施設等や地域住民にも呼びかけ、多数の参加を促す。
- (2) 各業務での他施設との連携はもとより、センター主催の福祉や障害に関する研修会の開催、他施設等が主催する研修会等への講師としての職員の派遣を実施する。

【個人情報の保護の措置について】

当法人が定めた「個人情報保護規則」、「保有個人情報等安全管理措置規程」により厳格に管理し、適切に取り扱う。また、個人情報の適切な管理、漏洩、不正使用の防止のため、全職員から「機密保持誓約書」を徴取し、在職中、退職後も、知り得た情報を他に開示、漏洩しないよう誓約させ、機会あるごとに個人情報保護の重要性について認識させる。

【緊急時の対応について】

1 防犯、防災及び緊急時の対策及び対応

- (1) 暴力行為等の事件が発生した場合の対処方法を定めた「施設内安全管理対策基準」に基づき、利用者及び職員の安全確保と施設内での秩序の維持に努める。

(2) 火災等災害に備えた避難訓練を年2回(1回は長崎北消防署指導の下)実施する。また児童発達支援センター「さくらんぼ園」においては、避難訓練を別途毎月実施する。

(3) 火災、自然災害、事故・事件等の危機が生じた際の緊急時の対応については、「危機管理マニュアル」に基づき、的確かつ迅速に対応するとともに、AEDを含め事故等の際の救急救命時の対応についての研修を実施する。

2 具体的な人員配置、責任の所在等

「長崎市障害福祉センター施設内安全管理対策基準」、「長崎市もりまちハートセンター消防計画」及び「危機管理マニュアル」により、適切に対応する。

【施設の維持管理】

- 1 施設の保守点検、補修計画及び管内清掃等について
長崎市との協議のうえ、外部へ委託して行う。

【団体の理念】

1 団体の経営方針等

平成4年の法人設立趣意書においては、「近年、科学技術の進歩や社会経済の発展によって、国民の生活水準は一段と向上する一方、脳血管障害及び内部障害の増加等疾病構造の変化や、他国に類をみない急速な人口構造の高齢化に伴い、障害の複雑化、重度化の傾向が顕著となり、また、医学・医術の進歩は障害の早期発見及び早期治療等を可能にとし、これに呼応して速やかな療育や訓練等に対する期待も高まってきている状況のなか、障害児対策も年々拡充されてきたが、最近においては、社会福祉全体の思潮が、施設福祉から地域福祉へと大きな広がりを見せ、障害者自身のなかにも、可能な限り地域の中で一般の人々と同様の生活をしていきたいという意識が強く芽生えている。このような背景を踏まえ、長崎市では地域福祉を推進するうえで核となるべき施設として長崎市障害福祉センターを建設し、平成4年4月にオープンした。長崎市障害福祉センターの柔軟かつ円滑な運営を図るべく、その運営を受託するため、社会福祉法人長崎市社会福祉事業団を設立した。」とされており、この設立趣意書の精神に基づきながら、近年の福祉制度の変化に敏感に対応できる体質づくりとサービスの提供を目指し、今後も法人運営に取り組んでいく。

2 指定管理者の指定を申請した理由

当法人は長崎市障害福祉センターの運営を行うため、長崎市の出資により設立された社会福祉法人で、平成4年の開所時より運営委託を受けている。

当時から、障害者福祉の中核としての機能と施設運営を考えていたため、社会交流促進事業や、障害児・者専門の医師や相談員、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士等の専門職員を配置し、診断・療育・機能訓練が

一貫して実施できるようにしている。これは、他の施設や病院等にはない機能であり、これまでもそのような知識・技術・ノウハウが活かされ、多くの利用者の信頼を受けているものと自負している。

今後も現状に甘んじることなく、利用者の立場に立って、より充実した施設にしたいと考え、今回の指定申請を行うもの。

3 施設の現状に対する考え方及び将来の展望

施設管理面では、開所から 32 年が経過し、設備全体が経年劣化しているため、年次計画により喫緊のものから順次、補修及び大規模修繕等の改修工事が必要な状況になっている。また、障害者が利用する施設であるため、安全第一であり、施設の瑕疵等によって利用者へ被害を及ぼすことがないように、管理を一層徹底する。

職員に対しては、衛生委員会を通じた衛生管理や危機管理に対する危機管理に対する意識づけを徹底する。

事業運営面では、当法人は障害児・者の診察、訓練（特に発達障害に対する）に特化した診療所を持つ数少ない施設であるため、指定管理者として選ばれたときには、今後とも長崎市の障害者福祉に貢献していく所存であり、同時に組織力を高めることにより、引き続き安定した運営ができるように努力していく。

(2) 仕様書

長崎市障害福祉センター指定管理者業務仕様書

センターの指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書によるものとする。

第1 趣旨

本仕様書は、センターの指定管理者が行う業務の内容及びその履行方法について定めることを目的とする。

第2 管理に関する基本的な考え方

センターの管理運営にあたっては、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- 1 センターは、障害者等の福祉の増進を図るために設置された施設であるという設置理念に基づき、管理運営を行うこと。
- 2 法令や制度の改正、市の施策展開、利用者ニーズの変化等に対応した支援を行うこと。
- 3 利用者の安全確保に留意するとともに、施設の環境保全、保安警備に努め、良好な施設の維持管理を行うことを基本とすること。
- 4 利用者の障害に関する相談に応じ、意見を管理運営に反映させること。
- 5 提供するサービスの向上を図ること。
- 6 個人情報の保護を徹底すること。
- 7 効率的な運営を行うこと。
- 8 管理運営費の削減に努めること。

第3 指定管理者が行う業務の範囲

1 指定管理業務

(1) 指定管理業務全体に関すること

① センター長の配置

センター指定管理業務全体の運営に責任を負うとともに、各事業の進捗管理、各事業間の調整等を行うのに相当の知識、経験を有するセンター長1名を配置すること。

(2) 施設の管理運営業務に関すること

① 基本的事項

- ア 利用者の安全確保を第一とすること。
- イ 利用者にとって快適な施設となるように努めること。
- ウ 施設を公平かつ適正に運営し、利用促進を図ること。
- エ 利用者の利便性向上を図るとともに、サービスの円滑な提供に努めること。
- オ 施設の効率的・効果的な運営と適正な収入確保を図ること。
- カ 必要かつ十分な能力を有する職員を配置すること。また、業務を円滑かつ適切に実施するため、職員のうち十分な経験、知識を有する者1名を主任者とする。

② 業務内容

- ア 管理物件の管理等を行うこと。

- イ 施設の適正な運営のため、定期的に施設及び設備等の保守点検を行うこと。
 - ウ 施設内の巡視及び安全指導を行うこと。
 - エ 施設内の清掃を行うこと。
 - オ 利用団体等との調整を図るとともに、利用者に対する助言・指導等を行うこと。
 - カ 施設の利用受付、利用許可の決定及び使用料等の徴収を行うこと。
 - キ 施設の広報を行うこと。
 - ク 市が実施する交通費助成事業及び重度障害者福祉タクシー利用助成事業の利用券交付事務を行うこと。
 - ケ センター内に設置しているnimocaチャージ機から現金を回収し、別に指定する口座に振り込むこと。また振込手数料を負担すること。
 - コ 市の要請に応じ、災害発生時等に福祉避難所の運営を行うこと。
 - サ 非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の市及び関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知すること。
 - シ 施設内の火気管理を徹底するとともに、防火管理者の選任、消防計画の策定、消防設備の点検等消防法上必要な措置をとり、防火管理の適正を期すこと。
 - ス 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定すること。また、業務継続計画を職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施し、必要に応じて業務継続計画の見直し、変更を行うこと。
 - セ 提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置すること。
 - ソ 施設内に意見箱を設置し、利用者の意見又は苦情等を聴取して必要な対応を行うこと。
 - タ 受け付けた苦情の内容等を記録すること。
 - チ 利用者に対するアンケート調査を年1回以上行うこと。
 - ツ 市からの指導、助言、報告の求めがあったときは適切に対応するとともに、社会福祉法に規定する運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力すること。
 - テ 利用者の使用する設備等について衛生的な管理に努めること。
 - ト センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について、職員に周知徹底を図るとともに、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、職員に対し、研修、訓練を定期的実施すること。
 - ナ 適切なサービスの提供を確保するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲をこえたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。
 - ニ 指定暑熱避難施設の開放にあたっては、通常の運営の範囲で対応すること。また開放日や開放する場所等の変更の必要がある場合は、事前に協議すること。
 - ヌ 市との連絡調整を行い、情報の共有と意思決定を図ること。
 - ネ その他市と指定管理者が協議して定める事項を行うこと。
- ##### ③ 管理責任者
- 次に掲げる業務を行うため、事業の実施責任者として、十分な知識と実務経験を有する管理

責任者1名を配置すること。

- ア 管理運営業務の統括
- イ 市及び他の関係機関との連絡調整
- ウ 施設管理計画の作成
- エ 利用者の苦情解決

(3) 身体障害者福祉センターA型事業

① 基本的事項

- ア 条例第5条第2号に規定する施設において、身体障害者福祉センターA型事業を実施すること。
- イ リハビリテーション支援の効率性を確保し、効果的に支援を行うため、地域活動支援センターII型事業及び自立訓練（機能訓練）事業を一体的に管理できる体制とすること。
- ウ 障害者に対し、更生相談、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びスポーツ・レクリエーション、創作的活動、ボランティアの養成などのサービスを総合的に提供すること。
- エ 利用者の要望を把握し、事業に反映させるよう努めること。
- オ 利用者の重度化や高齢化など利用者ニーズの変化等に対応した支援を行うこと。
- カ 必要かつ十分な能力を有する職員（手話通訳士、指導員等）を配置すること。また、一体的に管理する地域活動支援センターII型事業及び自立訓練（機能訓練）事業を含む業務を円滑かつ適切に実施するため、これらの事業又は本事業に従事する職員のうち十分な経験、知識を有する者1名を主任者とすること。
- キ 診療所と連携し、必要に応じ、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は公認心理師が関与して支援を行うこと。

② 業務内容

- ア プール・体育館・軽スポーツ室等の運動施設や研修室・会議室・視聴覚室・社会適応訓練室等の文化教養施設、また、調理訓練室・パソコン室等の専用施設を活用した貸館業務を行うこと。

○ 貸館業務における年間延べ利用者数（見込み）

区 分	人 数			
	障害者	家族等	一 般	計
プール	16,800	3,700	1,800	2,230
軽スポーツ室	4,500	2,200	70	6,770
体育室	8,100	3,800	400	12,300
研修室	2,500	4,000	3,000	9,500
会議室	1,700	1,500	600	3,800
調理訓練室	700	550	90	1,340
和室研修室	1,400	1,400	120	2,920
展示ホール	1,200	50	10	1,260

パソコン室	1,800	500	30	2,330
社会適応訓練室	2,300	2,000	900	5,200
視聴覚室	3,200	850	70	4,120
対面朗読室A	200	200	5	405
対面朗読室B	70	90	5	165
作業療法室（陶芸）	310	110	5	425
図書室	5,100	900	1,700	7,700
計	49,880	21,850	8,805	80,535

イ 視覚、聴覚、言語、肢体、内部、知的又は精神に障害がある利用者の希望に応じ、指導員等の支援のもとに機能訓練を行うこと。

○ A型事業における機能訓練年間延べ利用者数（見込み）

区 分	視覚	聴覚	言語	肢体	内部	知的	精神	計
プ ール	140	160	170	2,400	200	40	110	3,220
スポーツ・レクリエーション	830	270	230	3,900	100	230	440	6,000
自主訓練	770	170	50	3,400	150	20	210	4,770
言語訓練	0	5	160	70	40	10	15	300
計	1,570	595	570	8,770	450	130	515	12,600

ウ スポーツ・レクリエーション活動は、毎日午前、午後の2回、1時間から2時間を目処に行い、プールを利用した活動も週2回程度実施すること。実施にあたっては、事前に利用者の健康チェックを行うこと。

エ 創作的活動としての文化、芸術活動は、毎日実施すること。

オ パソコン教室、失語症者対象の言語訓練などの社会適応訓練を、それぞれ週1回以上、1回につき1時間以上行うこと。

カ 利用者の要望等を勘案し、文化、芸術、スポーツなどそれぞれの分野で講座を行うこと。

○ 講座年間延べ利用者数（見込み）

回 数	人 数
30回	320人

キ 11月又は12月に文化祭を行うこと。なお、令和7年は、令和7年9月14日から令和7年11月30日まで開催されるながさきピース文化祭2024の期間内に例年以上の内容、規模の文化祭を開催すること。

ク 常勤の手話通訳者（※）を2名配置すること。

※ 原則として手話通訳士。手話通訳士の確保が困難な場合は、都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において、手話通訳者として登録され、十分な派

遣実績と技術、知識を有する者とする。

○ 通訳延べ件数（見込み）

件数
3,600件/年

ケ その他身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）等の関係法令等に基づき、施設及び事業を適切に運営すること。

③ 管理責任者

次に掲げる業務を行うため、事業の実施責任者として、十分な知識と実務経験を有する管理責任者1名を配置すること。

ア 身体障害者福祉センターA型の統括

イ 事業計画の作成

ウ 関係機関との連絡調整

エ 利用者の苦情解決及び虐待の防止

オ 地域活動支援センターⅡ型事業及び自立訓練（機能訓練）事業との連携

(4) 児童発達支援センター さくらんぼ園

① 基本的事項

ア 条例第5条第1号に規定する施設において、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うこと。

イ 障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮を行うこと。

ウ 単独通園及び親子通園を実施すること。

エ 定員は45名（単独通園30名・親子通園15名）とする。ただし、年度途中における利用者の増減を考慮し、1日の利用者を、定員の2割まで超過して受け入れることができるものとする。

オ 1日の療育時間は、単独通園を4時間以上（送迎の時間を除く）とし、親子通園は障害種別・程度、年齢等を考慮して、グループごとに1日1時間から2時間程度とすること。

カ 障害種別・程度及び年齢を考慮したクラス編成とすること。

キ 直接支援にあたる職員は、保育士等の有資格者を、児童3人に対して1人（単独通園と親子通園の平均）以上配置すること。また、業務を円滑かつ適切に実施するため、児童福祉施設又は障害児通所支援事業所等において、概ね5年以上の勤務経験又はこれに相当する技術等を有する者とし、職員のうち十分な経験、知識を有する者1名を主任者とすること。

ク その他、長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する基準等を定める条例（以下「長崎市指定通所支援基準条例」という。）に基づき、児童発達支援センターの運営に必要なかつ十分な能力を有する職員を配置すること。なお、職員のうち児童発達支援管理責任者については、管理者以外の兼務はできないものとする。また、医師、看護師及び言語聴覚士については、診療所職員が兼務できる。

ケ 児童発達支援センターの地域の中核的役割や機能強化を図ることにより、地域における障

害児支援の質の向上や、保育所等への巡回支援を実施し、地域における障害児やその家族への支援体制の強化を図ること。

コ 保育所等訪問支援事業と連携を図ること。

サ 障害児等療育支援事業における保護者支援に関与すること。

② 業務内容

ア 心身の発達に遅れがある児童を、単独又は親子で通園させ、心身の発達や集団生活への適応等に必要な療育・訓練を行うこと。

イ 食事・栄養指導を行うとともに、単独通園においては、児童に配慮した給食を提供すること。

ウ 児童の保護者との間で、毎日、情報交換のため連絡表・生活記録の交換を行うこと。

エ 児童発達支援管理責任者は、児童及び保護者と定期的に面接を行い、児童発達支援計画を策定するとともに、その実施状況を把握すること。併せて、6か月ごとに児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。

オ 医師による児童の通所開始時の健康診断及び定期健康診断を年2回実施し、健康相談については随時行うこと。

カ 児童の安全を図るため、安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）の策定し、必要な措置を講じるとともに、職員への周知、定期的な職員の研修及び訓練を実施し、併せて保護者に対し、安全計画に基づく取組みの内容等について周知すること。また、安全計画について定期的に見直しを行い、必要に応じ変更を行うこと。

キ 単独通園部門においては、児童の送迎サービスを実施し、送迎中は、運転業務に従事する職員のほか、介助を行う職員を1名以上同乗させること。

ク 送迎用の自動車に設置した車内の児童の見落としを防止する装置により、児童の降車の際に所在の確認を行うこと。また児童の乗車時には点呼等の方法により児童の所在を確認すること。

ケ 特別支援学校、市立小学校特別支援クラスを訪問し、卒園児の状況把握に努めるとともに、必要な支援を行うこと。

コ 発達障害児等の理解促進を図るため、地域の支援者に対する研修や市民向けの講演会をそれぞれ年に1回以上実施すること。

サ 提供する児童発達支援の質の評価（自己評価）、保護者による評価（保護者評価）及び訪問先施設による評価（訪問先評価）を行い、その改善を図ること。また、年に1回以上、これらの評価及び改善の内容を保護者等に示すとともに、公表すること。

シ 事業所全体の支援プログラムを策定し公表すること。

ス その他、長崎市指定通所支援基準条例、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等の関係法令等に基づき、施設及び事業を適切に運営すること。

③ 園長の配置

次に掲げる業務を行うため、事業の実施責任者として、児童福祉施設又は障害児通所支援事業所等において、施設職員に対する指揮監督経験があり、障害児療育に関する専門的知識と豊富な経験を有する園長1名を配置すること。

ア さくらんぼ園の統括

（※長崎市指定通所支援基準条例に基づく管理者を兼ねる）

- イ 関係機関との連絡調整
- ウ 児童の処遇及び療育方針の決定
- エ 保護者に対する支援及び苦情解決並びに虐待の防止

④ 児童発達支援管理責任者の配置

長崎市指定通所支援基準条例に基づき、障害児支援に関する専門的な知識と経験及び個別支援計画の作成・評価などの知見と技術を有した児童発達支援管理責任者1名を配置すること。

○ 年間延べ利用者数（見込み）

区 分	人 数
単独通園	5, 6 0 0人
親子通園	2, 4 0 0人
計	8, 0 0 0人

⑤ その他、長崎市指定通所支援基準条例、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等の関係法令等に基づき、施設及び事業を適切に運営すること。

(5) 保育所等訪問支援事業

① 基本的事項

- ア 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援事業を実施すること
- イ 障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮を行うこと。
- ウ 事業の対象となる児童は、月に4名以上とすること。
- エ 支援にあたる訪問支援員は、保育士等の有資格者であって、児童福祉施設又は障害児通所施設等において、概ね5年以上の勤務経験又はこれに相当する技術等を有するものとする。
- オ その他、長崎市指定通所支援基準条例に基づき、保育所等訪問支援事業の運営に必要なかつ十分な能力を有する職員を配置すること。このうち訪問支援員は、児童発達支援センターさくらんぼ園及び診療所の職員が兼務できるものとする。

② 業務内容

- ア 保育所、幼稚園、学校等（以下「保育所等」）のこどもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行うこと。
- イ こどもが集団生活の場で安全・安心に過ごすことができるよう、訪問先施設における生活の流れの中で、集団生活への適応や日常生活の支援を行うこと。
- ウ 訪問先施設のこどもに対する支援力を向上させることができるよう、こどもの発達段階や特性の理解を促すとともに、こどもの発達段階や特性を踏まえたかかわり方や訪問先施設的环境等について助言を行うこと。
- エ 家族が安心して子育てを行うとともに、安心して保育所等に通わせることができるよう、保護者に対し、訪問先施設におけるこどもの様子や、訪問先施設の職員のこどもへのかかわり方などを含め、提供した保育所等訪問支援の内容を伝えること。
- オ 保育所等への訪問は、2週間に1回程度、ひと月に2回程度行うこと。
- カ こども本人や訪問先施設の職員に対する支援は1時間程度、訪問支援後のカンファレンス等

を通じた訪問先施設への報告は30分程度は行うことを基本とすること。

- キ 児童発達支援管理責任者は、当該こどもの障害児支援計画や多くの側面からのアセスメントを踏まえ、個別支援会議を開催したうえで保育所等訪問支援計画を作成すること。併せて、概ね6か月に1回以上モニタリングを行い、必要に応じ計画の変更を行うこと。
- ク 児童発達支援センターさくらんぼ園や診療所など指定管理者の他の専門職員を活用し、保育所等訪問支援事業を実施するとともに、他の保育所等訪問支援事業所への指導、助言等を行うこと。
- ケ 提供する保育所等訪問支援の質の評価（自己評価）、保護者による評価（保護者評価）及び訪問先施設による評価（訪問先評価）を行い、その改善を図ること。また、年に1回以上、これらの評価及び改善の内容を保護者等に示すとともに、公表すること。
- コ その他、長崎市指定通所支援基準条例等の関係法令等に基づき、施設及び事業を適切に運営すること。

③ 管理者の配置

事業の実施責任者として、児童福祉施設又は障害児通所施設等において、施設職員に対する指揮監督経験があり、障害児療育に関する専門的な知識と豊富な経験を有する管理者1名を配置すること。

④ 児童発達支援管理責任者の配置

長崎市指定通所支援基準条例に基づき、障害児支援に関する専門的な知識と経験及び個別支援計画の作成・評価などの知見と技術を有した児童発達支援管理責任者1名を配置すること。なお、児童発達支援管理責任者は、管理者以外の兼務はできないものとする。

○ 年間延べ利用者数（見込み）

月4名×2人×12月＝96人

(6) 診療所

① 基本的事項

- ア 条例第5条第3号に規定する保険医療機関として、診療所を運営すること。
- イ 整形外科・リハビリテーション科、小児科及び精神科において、診療等（外来診療、療育・リハビリテーション）その他必要な業務を行うこと。
- ウ 発達障害について、未就学児の早期発見・早期療育に努めるとともに、就学児を対象とした訓練や家族支援を行うこと。
- エ 診療所の専門的機能を活かし、地域における療育支援体制の強化を図ること。
- オ 診療所長として、正規職員（医師）1名を配置すること。
- カ 医師については、整形外科・リハビリテーション科に常勤1名以上、小児科に常勤2名以上の体制を確保し、その他必要な配置を行うこと。
- キ 看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師及びその他必要な職員を配置すること。
- ク 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び公認心理師については、自立訓練（機能訓練）事業及び障害児等療育支援（外来療育）事業への従事も含め、訓練・療育に当たる場合の1人1月当たりの訓練人数の目安を延べ80人程度とし、利用者の障害特性とその数に応じ、それぞれ必要な人員を配置すること。また、保育所及び幼稚園等を対象とした巡回相談、その

他診療所事業の実施と他の部署への支援に要する人員を配置すること。

ケ 診療、療育・リハビリテーションに係る業務、また、地域・家族支援に関する業務を、それぞれ円滑かつ適切に実施するため、職員のうち十分な経験、知識を有する者1名ずつを主任者とする。

② 業務内容

ア 診療、療育・リハビリテーション

(ア) 診療

整形外科は週1日以上、小児科・リハビリテーション科は毎日、精神科は月1日以上、外来診療を行うこと。

(イ) 療育・リハビリテーション

- a 専門職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び公認心理師）による療育・リハビリテーションを毎日行うこと。
- b 療育・訓練・リハビリテーション等の実施にあたっては、医師、看護師、専門職員、相談支援事業の社会福祉士など多職種が参加するカンファレンスを実施し、支援計画を策定すること。
- c 療育・訓練については、月別、専門職種別に計画を立て実施すること。
- d 待機状況などを勘案し、年間療育計画を作成すること。
- e 小学生及び中学生を対象としたグループ療育を実施すること。

イ 地域・家族支援

(ア) 巡回相談

a 市内全ての保育所、幼稚園等を対象に希望を募り、希望があった全ての保育所・幼稚園等を巡回し、発達障害児の現況を把握するとともに、療育等の相談支援を行うこと。

○ 対象施設数（令和5年度末現在）

区 分	箇 所 数
保育所	71箇所
認定こども園	51箇所
幼稚園	10箇所
その他	1箇所
計	133箇所

b 巡回相談においては、作業療法士、言語聴覚士及び公認心理師又はソーシャルワーカー等が、対象児童の観察、保育所・幼稚園等の職員に対する指導や相談支援を行うとともに、必要に応じて保護者との面談等を実施すること。

今後、こども部において5歳児健診を行う予定としており、今後の状況により、巡回相談の見直しについても、市と協議のうえ検討を行うこと。

(イ) ペアレント・トレーニング

- a 小学生までの子どもを持つ保護者を対象に、ペアレント・トレーニングを実施すること。
- b 1シリーズ1時間以上、10回シリーズ程度の講座を年間2講座実施すること。
- c その他、利用者のニーズや能力等に応じ、目的を限定したトレーニングを適宜行うこと。

(ウ) 各部署等への支援

a 身体障害者福祉センターA型、児童発達支援センター、自立訓練（機能訓練）及び障害児等療育支援などセンター内の各部署、各事業の運営に関与すること。

b 市内の保育所、幼稚園、小中学校等と連携し、地域における療育支援体制の強化を図ること。

エ 医療機関との連携

地域で小児の療育に携わる医療機関との連携会議を開催し、ネットワークの強化を図ること。

オ その他関係法令等に基づき、施設及び事業を適切に運営すること。

③ 管理責任者

次に掲げる業務を行うため、事業の実施責任者として、十分な知識と実務経験を有する管理責任者1名を配置すること。

ア 療育・リハビリテーション部門の統括

イ 療育・リハビリテーション計画の作成

ウ 関係機関との連絡調整

エ 保護者との連絡調整及び苦情解決並びに虐待防止

○ 外来診療年間延べ利用者数（見込み） 単年度

区 分	人 数
診察	10,375人
<ul style="list-style-type: none"> 整形外科 小児科 精神科 	1,300人
	9,000人
	75人
※療育・リハビリテーション	13,000人
学童グループ療育	210人
巡回相談	400人
ペアレント・トレーニング	120人
計	24,105人

※療育・リハビリテーションの内訳

セラピスト	人 数
理学療法士	3,000人
作業療法士	4,000人
言語聴覚士	4,000人
公認心理師	2,000人
計	13,000人

(7) 地域活動支援センターⅡ型事業

① 基本的事項

ア 条例第5条第4号に規定する施設として設置している地域活動支援センターにおいて、地域活動支援センターⅡ型事業を実施すること。

イ 在宅の障害者に対し、社会との交流促進、生活の改善、身体機能の維持向上を図り、生き

がいを高めるために必要な支援を行うこと。

ウ 長崎市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例及び国が定める地域生活支援事業実施要綱（地域活動支援センター機能強化事業）に基づき、地域活動支援センターの運営に必要かつ十分な能力を有する職員を配置すること。ただし、指導員については、身体障害者福祉センターA型職員が兼務できること。

② 業務内容

ア 手工芸、陶芸などの創作的活動を行うこと。

イ 機能訓練、社会適応訓練を行うこと。

ウ 身体障害者福祉センターA型事業と連携し、契約者に対して浴室の提供を行うこと。

エ その他長崎市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年長崎市条例第50号）等の関係法令等に基づき施設及び事業を適切に運営すること。

○ 年間延べ利用者数（見込み）

区 分	人 数
創作的活動（手工芸・陶芸）	3,400人
機能訓練（自主訓練・プール・浴室）	9,000人
社会適応訓練（パソコン講座）	300人
スポーツ・レクリエーション	800人
計	13,500人

(8) 自立訓練（機能訓練）事業

① 基本的事項

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）を行うこと。

イ サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

ウ 常勤の視覚リハビリテーション指導員及び理学療法士を、それぞれ1名以上配置すること。ただし、身体障害者福祉センターA型又は診療所の職員が兼務できること。また、必要に応じ、言語聴覚士が関与して支援を行うこと。

エ 常勤の看護職員1名以上を配置すること。

オ 常勤の生活支援員1名以上を配置すること。

カ その他、長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に基づき、自立訓練（機能訓練）事業の実施に必要かつ十分な能力を有する職員を配置すること。

キ 視覚障害者に対する相談支援事業に関与すること。

② 業務内容

ア 機能訓練

(ア) 個別訓練に加え、集団体操やスポーツ・レクリエーションなどのメニューを提供すること。

(イ) 視覚障害者の訓練を行うこと。

(ウ) 3か月ごとに個別の支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。

(エ) 希望者に対して週1回程度、送迎サービスを行うこととし、送迎中は、必要に応じて介助者を同乗させること。

(オ) 調理やバス乗降など、日常生活関連動作の訓練を行うこと。

イ 健康管理

看護師等が関与し、利用者の健康維持・管理を図るために必要な支援を行うこと。

ウ 相談支援

利用者及びその家族が抱える課題に対し、相談・助言等を行うこと。

オ その他長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年長崎市条例第36号）等の関係法令等に基づき、事業を適切に運営すること。

○ 機能訓練年間延べ利用者数（見込み）

区 分	人 数
※機能訓練	1,330人

※ 機能訓練の内訳

セラピスト等	人 数
理学療法士	1,150人
作業療法士	30人
言語聴覚士	20人
視覚障害リハビリテーション指導員	130人

(9) 相談支援事業

① 基本的事項

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号の規定に基づき、相談支援事業を実施すること。

イ 相談支援の効率性を確保し、効果的に支援を行うため、障害児等療育支援事業及び障害者就労支援相談所を一体的に管理できる体制とすること。

ウ 視覚・聴覚障害者に対する支援を行うこと。

エ 地域における相談支援の中核的役割を担い、相談支援体制の強化を図ること。

オ 聴覚言語相談員、社会福祉士など必要かつ十分な能力を有する職員を配置すること。また、身体障害者福祉センターA型職員と連携し、視覚障害者への支援を行うこと。さらに、一体的に管理する障害児等療育支援事業及び障害者就労支援相談所を含む業務を円滑かつ適切に実施するため、これらの事業又は本事業に従事する職員のうち十分な経験、知識を有する者1名を主任者とする。

② 業務内容

ア 障害者等及びその家族等を対象として、地域生活に必要な相談支援を行うこと。

イ センターの利用相談はもとより、市や市内の指定障害福祉サービス事業所等と連携し、在宅サービスの情報提供、相談、利用援助を行うこと。

ウ 障害者等の権利擁護を図るため、必要な援助を行うこと。

エ 聴覚障害者を対象に、聴覚言語相談員によるピアカウンセリングを行うこと。

オ 難聴者・中途失聴者を対象とした手話講座を行うこと。

カ 聴覚障害者や視覚・聴覚重複障害者を対象に、生活支援事業をそれぞれ毎月 1 回程度行うこと。

キ 診療所、障害者就労支援相談所など障害福祉センター内の各部署、また、他の相談支援機関や障害福祉サービス事業所等関係機関と連携し、長崎市における相談支援体制の強化に努めること。

ク 長崎市における自立支援協議会の運営に協力すること。

ケ その他関係法令等に基づき、事業を適切に運営すること。

③ 管理責任者

次に掲げる業務を行うため、事業の実施責任者として、十分な知識と実務経験を有する管理責任者 1 名を配置すること。

ア 相談支援事業の統括

イ 支援計画の作成

ウ 関係機関との連絡調整

エ 利用者の苦情解決

オ 障害児等療育支援事業及び障害者就労支援相談所との連携

○ 年間延べ利用者数（見込み）

区 分	人 数
相談支援（支援方法別延べ人数）	8, 7 1 0人
訪問	4 2 0人
来所	2, 2 0 0人
同行	9 0人
電話	4, 7 0 0人
メール	2 8 0人
個別ケア会議	1 8 0人
関係機関	3 9 0人
その他	4 5 0人
視覚障害者リハビリテーション	1, 1 0 0人
難聴者・中途失聴者手話講座	3 8 0人
聴覚障害者生活支援	3 5 0人
視覚・聴覚重複障害者生活支援	1 7 0人
計	1 0, 7 1 0人

(10) 障害児等療育支援事業

① 基本的事項

ア 障害者総合支援法第 78 条第 1 項の規定に基づき、主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導として、在宅の障害児・者及びその保護者又は関係機関等に対し、相談、助言等を通じた療育支援を行うこと。

イ 障害児の療育に携わる事業者や施設、それらの職員等に対し、在宅障害児の療育に関する技術の指導、啓発・相談活動を行うこと。

ウ 公認心理師、相談員など必要かつ十分な能力を有する職員を配置すること。

エ 身体障害者福祉センターA型、児童発達支援センター及び診療所と連携し、必要に応じ、支援員、保育士、医師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が関与して支援を行うこと。

② 業務内容

ア 外来による療育指導

(7) 公認心理師、保育士等による障害児の療育や保護者支援を行うこと。（診療所における診療、療育・リハビリテーションを除く。）

(4) 療育を受ける児童の保護者を対象に、障害の特性や対応方法などについての学習会を実施すること。また、児童の就学について助言等を行うとともに、小学校入学時には、希望する保護者へ「診療内容証明書（療育経過報告書）」を交付し、学校との連携強化を図ること。

(7) 小学校入学後の児童の保護者を対象にアンケート調査を行い、希望者のための相談会を実施すること。

(5) 子どもの発達や育児に不安を抱えている保護者を対象に、親子遊び、講話、交流会等を年 1 0 回程度実施すること。

イ 訪問による療育指導

(7) 在宅障害児・者の家庭や学校、保育所、幼稚園等を訪問し、療育指導を行うこと。（診療所における巡回相談を除く。）

(4) その他、地域の要請に応じて必要な支援を行うこと。

ウ 施設職員等に対する療育技術指導

障害児・者の療育に携わる施設（保育所、幼稚園、学校、医療機関等）の職員を対象に、有用な情報の提供や助言・指導を行うとともに、療育技術の習得や知識を学習するセミナーを年 1 回程度開催すること。

エ その他関係法令等に基づき、事業を適切に運営すること。

○ 年間延べ利用者数（見込み）

区 分	人 数
※外来による療育指導	7 9 0人
訪問による療育指導	8 0人
施設職員等に対する療育技術指導	3 7 0人
療育機関に対する支援（療育支援セミナー）	2 0 0人
計	1, 4 4 0人

※ 外来による療育指導の内訳

セラピスト等	人 数
理 学 療 法 士	1 0人
作 業 療 法 士	2 2 0人
言 語 聴 覚 士	1 8 0人
公 認 心 理 師	2 0 0人
保 育 士、指 導 員	1 8 0人
計	7 9 0人

(11) 障害者就労支援相談所

① 基本的事項

- ア 障害者の就労の支援、雇用の拡大を図るため、就労支援相談所を運営すること。
- イ 就労に関する専門知識を習得した職員を配置すること。

② 業務内容

- ア 障害者（発達障害者を含む）の就労に関する相談に応じること。
- イ 面接準備、生活全般に対する助言や、就職先の定期訪問、定着指導などの就労支援を行うこと。
- ウ 実習や求人に関する情報を収集・把握し、利用者に提供すること。
- エ 直ちに一般就労を目指すことが困難な利用者に対しては、必要に応じ、福祉的的就労につながるための支援を行うこと。
- オ ハローワークと求人・求職情報を共有し、利用者の紹介アシストを行うこと。
- カ 企業等を訪問等して、障害者の雇用拡大を図る取組みを行うこと。
- キ 企業等に対し、障害者雇用の意識啓発を実施すること。
- ク その他、市経済産業部、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター及び障害福祉サービス事業所など関係機関と連携し、必要な支援及び障害者雇用拡大の取組みを行うこと。

○ 障害者就労支援相談所年間延べ利用者数（見込み）

区 分		人 数 等
障害者等		470人
	来所	370人
	電話	100人
関係機関（協議）		120人
企業・事業所等への求人情報提供、就職先定着確認		1,810人
雇用拡大、意識啓発のための企業訪問		50回
計		2,400人、50回

2 自主事業

指定管理者は、施設利用者の利便性や施設の魅力向上に資する自主的な事業を自らの費用負担により行うことができる。

提案の内容が、施設の設置目的に沿う場合は、長崎市の承認を得て自主事業として実施できるものとする。なお、利便性や施設の魅力向上に資しないと判断される場合は、実施は認められない。

※ 自主事業とは、施設の設置目的に沿い、施設利用者の利便性や施設の魅力向上に資する事業を指定管理者自らの費用負担において行うものであり、1の指定管理業務には含まれない。

第4 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

（指定管理者の指定後に、指定管理者と長崎市とにおいて指定管理業務に係る管理業務上詳細な事項について、協定を締結する。）

第5 人員体制

指定の期間においては、別紙の人員を基本として業務を行うこととし、毎年度、翌年度の人員体制について、事前に協議するものとする。

第6 管理に関する基本的事項

1 開所時間及び休所日

指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て開所時間及び休所日を設定することができる。開所時間及び休所日についても提案すること。

なお、承認の基準は長崎市障害福祉センター条例施行規則（平成4年長崎市規則第19号。以下「規則」という。）のとおりとする。

2 開所時間

開所時間は、午前9時から午後5時までの時間帯を基本とし、1日8時間以上とすること。なお、障害福祉センターの施設のうち次の表の左欄に掲げる施設を利用又は使用できる時間は、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとすること。

施設	利用又は使用できる時間
身体障害者福祉センター（プールを除く。）	午前9時から午後5時までの時間帯を基本とする1日8時間以上。ただし、個人で利用する場合は、正午から午後1時までを除く。
プール	午後9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの時間帯を基本とする1日7時間以上。
児童発達支援センター	午前9時15分から午後3時15分までの時間帯を基本とする1日6時間以上。
障害福祉センター診療所	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの時間帯を基本とする1日7時間以上。

※ 開所時間又は施設を利用若しくは使用できる時間の変更については、午後9時までの限度とすること。

3 休所日

年始及び年末の休所日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの期間内であること。なお、次の表の左欄に掲げる施設については、それぞれ同表右欄に掲げる日を利用又は使用できない日とすることができる。

施設	利用又は使用ができない日
身体障害者福祉センター	毎月第4日曜日
児童発達支援センター	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く。）
障害福祉センター診療所	

4 関係法令の遵守

指定管理者は、次に掲げる法令等を遵守し、業務を遂行しなければならない。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）

- ② 障害者基本法（昭和45年法律第84号）
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）
- ④ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
- ⑤ 医療法（昭和23年法律第205号）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）
- ⑥ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- ⑦ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
- ⑧ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
- ⑨ 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）
- ⑩ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
- ⑪ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- ⑫ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）
- ⑬ 長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年長崎市条例第36号）
- ⑭ 長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年長崎市条例第35号）
- ⑮ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- ⑯ 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第76号）
- ⑰ 長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年長崎市条例第39号）
- ⑱ 児童発達支援ガイドライン
- ⑲ 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）
- ⑳ 長崎市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年長崎市条例第50号）
- ㉑ 個人情報の保護に関する法律
- ㉒ 消防法
- ㉓ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法その他労働関係法令
- ㉔ 長崎市障害福祉センター条例、長崎市障害福祉センター条例施行規則
- ㉕ 長崎市手話言語条例
- ㉖ 長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例、長崎市情報公開条例
- ㉗ 長崎市暴力団排除条例
- ㉘ 長崎市環境基本条例
- ㉙ その他、業務を遂行するうえで、関連する法令等がある場合は、それらを遵守すること。なお、指定期間中に法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

第7 経費等

1 予算の執行

予算は、提案がなされた収支予算書の金額の範囲内で執行すること。

2 修繕料の執行

- (1) 修繕料は、1件50万円（税込）未満を対象とし、長崎市が定める予算額以内で執行すること。なお、1件50万円（税込）以上の修繕の場合は、長崎市と協議すること。
 - (2) 修繕の執行（業者選定、見積徴取、契約等を含む。）は、長崎市契約規則（昭和39年規則第26号）に準じて行うようにすること。なお、業者選定においては、長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和55年8月1日施行）第11条に規定する有資格者名簿又は長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和63年12月1日施行）第11条に規定する有資格者名簿に登録されている者のうち、地域区分が市内又は認定市内であるものを優先すること。
 - (3) 修繕料は、年度末の実績報告を受け精算するものとする。なお、精算した結果、残金が生じた時は、長崎市が指定する日までに長崎市に残金を返還しなければならない。
- 3 事業報告書等の提出
会計年度終了後、1か月以内に事業報告書及び収支計算書を提出すること。
- 4 経理規程
指定管理者は、経理規程を策定し、経理事務を行うこと。
- 5 立入検査について
長崎市は、必要に応じて労務管理、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うことができる。

第8 指定管理者の賠償責任と保険の加入

1 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備を損傷し、又は滅失したときはそれによって生じた損害を長崎市に賠償しなければならない。指定管理期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とする。

2 第三者への賠償

施設の利用者等第三者に損害を与え、賠償を行う必要が発生した場合、その賠償については、国家賠償法第1条（公務員の不法行為による損害の賠償）、同法第2条（公の营造物の瑕疵による賠償）に基づき長崎市が行うものとする。ただし、長崎市が指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償したときは、長崎市は指定管理者に対して長崎市が賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を請求することができる。

3 保険の付保

長崎市は「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入している。同保険の賠償責任保険の内容は次のとおりとする。ただし、保険の対象は「賠償責任保険（身体賠償、財物賠償等）」のみであり、「補償保険（見舞金等）」は対象にならない。

また、指定管理者が自らの責任と費用において実施する自主事業や、医療行為などの保険の対象とならない業務に起因する事故等によるものについても対象にはならない。指定管理者は自らのリスクに対応して、自らの負担において必要に応じて保険に加入すること。

施設賠償責任保険契約類型		D型	
補填限度額	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2千万円

第9 業務報告

- 1 指定管理者は、管理運営業務の利用状況・実施状況等を記載した業務日報を作成し、長崎市が指定する期間保管し、求めがあったときは提出すること。
- 2 毎月、業務日誌に基づいて業務報告書を作成し、翌月10日までに長崎市に報告すること。

第10 モニタリング

長崎市は、当該施設の円滑な運営を確保するため、指定管理業務の実施状況を把握するモニタリングを実施しているため、指定管理者は長崎市が行うモニタリングに必要な調査及び報告を行うこと。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、長崎市は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがある。

1 実施方法

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は実施した事業に関する報告書（事業報告書）を作成し、月ごと、年度ごとに長崎市に提出するものとする。

(2) 施設利用者のアンケートの実施

指定管理者は、サービスの向上や利用者の増加が図られるなどの効果があったか厳正に評価し検証する観点から、アンケート等により、施設利用者の意見、苦情等を徴取し、その結果及び業務改善への反映状況について長崎市に報告するものとする。

(3) 担当職員による現地調査

担当職員が直接施設へ行き、管理運営の状況を調査することとする。

(4) 指定管理者による自己評価

指定管理者は、業務についての日報や月報等を作成することにより事業計画との整合が取れているか等の自己評価を行い、事業計画との乖離がある場合は、早急に原因究明を行い、対策を講じることとする。

(5) その他

長崎市は、指定管理者の管理運営状況を把握するため、必要に応じた監視・指導を行うものとする。

第11 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、協議のうえ決定するものとする。

第12 備品の取扱い

- 1 指定管理者は、長崎市の所有する備品等については、「長崎市会計規則」に定める備品台帳等を備えてその保管に係る備品等を整理し、購入及び廃棄等については、長崎市と事前に協議するとともに、異動について定期的に長崎市へ報告すること。
- 2 指定管理者は、長崎市が貸与する備品等において、故意又は過失により破損又は滅失した場合は、自己の費用により購入又は調達すること。なお、その際に購入又は調達した備品等は、長崎市に帰属するものとする。

- 3 備え付けの備品物品は別途提示する。

第13 業務を実施するに当たっての注意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- 1 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利に、あるいは不利になる運営をしないこと。
- 2 施設の管理運営に係る各種規程・要綱等がない場合は、長崎市の諸規程に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。
- 3 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、長崎市と協議を行うこと。
- 4 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づき、消防計画を策定し、防火管理者を定めること。
- 5 市民の利便に資するため、開所時間、休所日の変更が必要であると市長が認めたときは、指定管理者は、その変更に伴い必要とされる業務を行うこと。
- 6 その他、仕様書に記載のない事項については、長崎市と協議を行うこと。

社会福祉事業団の人員体制（予定）

職種	R7.4.1				R8.4.1				R9.4.1				R10.4.1				R11.4.1			
	正規	常勤 嘱託	常勤 計	非常勤	正規	常勤 嘱託	常勤 計	非常勤	正規	常勤 嘱託	常勤 計	非常勤	正規	常勤 嘱託	常勤 計	非常勤	正規	常勤 嘱託	常勤 計	非常勤
総務課	2	4	6	0	2	4	6	0	2	4	6	0	2	4	6	0	3	4	7	0
医療事務	0	2	2	2	0	2	2	2	0	2	2	2	0	2	2	2	0	3	3	1
計	2	6	8	2	2	6	8	2	2	6	8	2	2	6	8	2	3	7	10	1
支援課	1	3	4	0	1	3	4	0	1	3	4	0	1	3	4	0	1	3	4	0
事務	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0
SW	0	3	3	0	0	3	3	0	0	3	3	0	0	3	3	0	0	3	3	0
相談員	0	2	2	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	2	2	0
就労相談員	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0
手話通訳士・者	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0
言語聴覚相談員	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0
視覚障害者リハビリテーション指導員	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0
運転士	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3
プール監視員	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	5
計	7	10	17	8	7	10	17	8	7	10	17	8	7	10	17	8	7	10	17	8
さくらんぼ園	10	14	24	2	11	14	25	2	11	14	25	2	11	15	26	2	11	15	26	2
保育士・児童指導員 (園長含む)	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
SW	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0
栄養士	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3
調理員	0	2	2	2	0	2	2	2	0	2	2	2	0	2	2	2	0	2	2	2
運転士	11	17	28	7	12	17	29	7	12	17	29	7	12	18	30	7	12	18	30	7
計	11	17	28	7	12	17	29	7	12	17	29	7	12	18	30	7	12	18	30	7
リハ療育課	5	2	7	0	5	2	7	0	5	2	7	0	5	2	7	0	5	2	7	0
理学療法士	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0
作業療法士	6	0	6	0	6	0	6	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0
言語聴覚士	3	2	5	0	4	1	5	0	4	1	5	0	4	1	5	0	5	1	6	0
公認心理士	0	2	2	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	2	2	0
スポーツ指導員	20	6	26	0	21	5	26	0	22	5	27	0	22	5	27	0	23	5	28	0
計	20	6	26	0	21	5	26	0	22	5	27	0	22	5	27	0	23	5	28	0
診療所	3	2	5	7	3	2	5	7	3	2	5	7	3	2	5	7	4	2	6	7
医師	1	5	6	0	1	6	7	0	1	6	7	0	1	7	8	0	1	7	8	0
看護師	0	4	4	0	0	5	5	0	0	5	5	0	0	5	5	0	0	5	5	0
クラーク	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
公認心理士	4	11	15	8	4	13	17	8	4	13	17	8	4	14	18	8	5	14	19	8
計	4	11	15	8	4	13	17	8	4	13	17	8	4	14	18	8	5	14	19	8
合計	3	7	10	0	3	7	10	0	3	7	10	0	3	7	10	0	4	7	11	0
事務	0	2	2	2	0	2	2	2	0	2	2	2	0	2	2	2	0	3	3	1
医療事務	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0
SW	0	3	3	0	0	3	3	0	0	3	3	0	0	3	3	0	0	3	3	0
相談員	0	2	2	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	2	2	0
就労相談員	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0
手話通訳士・者	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0
言語聴覚相談員	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0
視覚障害者リハビリテーション指導員	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0
運転士	0	2	2	5	0	2	2	5	0	2	2	5	0	2	2	5	0	2	2	5
プール監視員	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	5
事務(園長)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育士・児童指導員	10	14	24	2	11	14	25	2	11	14	25	2	11	15	26	2	11	15	26	2
栄養士	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0
調理員	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3
理学療法士	5	2	7	0	5	2	7	0	5	2	7	0	5	2	7	0	5	2	7	0
作業療法士	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0
言語聴覚士	6	0	6	0	6	0	6	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0
公認心理士	3	2	5	1	4	1	5	1	4	1	5	1	4	1	5	1	5	1	6	1
スポーツ指導員	0	2	2	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	2	2	0
医師	3	2	5	7	3	2	5	7	3	2	5	7	3	2	5	7	4	2	6	7
看護師	1	5	6	0	1	6	7	0	1	6	7	0	1	7	8	0	1	7	8	0
クラーク	0	4	4	0	0	5	5	0	0	5	5	0	0	5	5	0	0	5	5	0
合計	44	50	94	25	46	51	97	25	47	51	98	25	47	53	100	25	50	54	104	24
市派遣	2				2				2				2				1			